

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今回は夫に先立たれた妻からの相談だよ。夫から生前に不動産の贈与を受けていたみたいだけど、それは妻の相続分に影響があるのかな？最近民法が改正されたって聞いたんだけどどうなんだろう…？

Q 私は夫と40年以上連れ添い、二人暮らしをしていました。唯一の子である長女とは、あまり仲は良くありません。夫は、夫亡きあとの私の生活を心配して、今年7月3日、夫名義の自宅（評価額2000万円）を私に贈与しました。夫は今年8月3日に事故で急逝したため、お葬式の後、夫の残りの財産（預金2000万円）について半分に分けようと長女に話したところ、「母さんは自宅を貰ってるから、預金は全部私のもの。」と強く言われました。夫の預金を何も貰えなければ生活に困ってしまいます。どのように解決したらよいでしょうか。

A 令和1年7月1日の改正民法施行により、相続分の算定方法が変わりました。本事例では、相談者は相続分として預金の2分の1の1000万円を取得する権利があります。長女と話し合いで解決できない場合は、裁判所の調停を利用することもできます。

<解説>

1 特別受益の持戻し

相続人が、被相続人から「遺贈」や、居住用不動産等の「生前贈与」などの特別の利益を受けていることを「特別受益」と言います。原則として特別受益の対象となる生前贈与等は相続財産とみなされ、その上で各相続人の相続分を計算します。これを特別受益の「持戻し」と言います。本事例を改正前民法で考えると、2000万円（居住用不動産）+ 2000万円（預金）
 \equiv 4000万円が相続財産とみなされます。相続人は相談者と長女2人だけですので、既に相続分2分の1（2000万円）に相当する居住用不動産を受け取っている相談者は、預金を受け取る権利が無いこととなります。つまり、ひとり遺される相談者を想って夫が居住用不動産の贈与をしたことにより、相談者が預金を受け取れないという結果になってしまいます。これは夫の生前の意思に反するとも考えられます。このような問題を解決するために、配偶者の生活保証に配慮するための制度が新設されました。

「居住用不動産」とは「居住の用に供する建物又はその敷地」のことを言います。贈与等のときに居住していれば足りません。また居住していなくても、近い将来居住する目的での贈与であれば、解説2の持戻し免除の推定が及ぶと解されています。

2 婚姻期間20年以上の夫婦の特例新設（令和1年7月1日施行）

長期間婚姻関係にある夫婦の財産は、夫婦の協力によって形成されたものであり、居住用不動産の贈与は、本事例のように遺された配偶者の生活保障を意図してされることが多いと考えられます。そこで、令和1年7月1日以

降に開始した相続で、婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与又は遺贈に限り、原則として特別受益の持戻しを免除する旨の意思表示をしたものと推定するという規定が新設されました。この持戻し免除の対象となる贈与は令和1年7月1日以降にされたものに限られます。本事例では、令和1年7月3日にされた居住用不動産の贈与は持戻し免除の意思表示が推定され、2000万円の預金のみが相続財産となるため、相談者は相続分2分の1に相当する1000万円を受け取る権利があります。一方、被相続人が「生前贈与を含めて遺産の分配してほしい」等の上記推定を覆すような意思表示をしていた場合は、持戻されることになります。

配偶者だけの特例なんだね！でも令和1年7月1日より前の贈与は対象外だから注意が必要！



3 実際に預金を受け取るには

相談者が1000万円を受け取る権利があるといっても、亡くなった方の預金の解約は、基本的に相続人全員の合意が必要となります。しかし、長女が納得せず手続きに協力しない場合は、預金の解約ができないので、裁判所の遺産分割調停を利用して解決することができます。

相続といえば司法書士！

4 まとめ

相続に関する法律が大きく変わりました。制度を知らずに手続きをすると不利益を被ることもありますので、相続でお困りの方はまず司法書士にご相談ください。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ○相続した不動産の名義を変更したい | ○敷金・賃料トラブルで困ってる |
| ○借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない | ○相続問題はもうしたらいいのかわからない |
| ○親族が認知症で困っている | ○お金のトラブルで困っている |
| ○新しく会社を設立したい |など |

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …（月）～（金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。